

大阪府指定出資法人評価等審議会（第9回）

| | |
|-------|--|
| ■と き | 令和元年6月11日（火曜日）13:00～14:30 |
| ■と ころ | 国民會館住友生命ビル12階武藤記念ホール小ホール |
| ■出席者 | 上林 憲雄（神戸大学経営学域長・大学院経営学研究科長・経営学部長・教授） 坂本 守孝（坂本公認会計士事務所 公認会計士） 砂留 洋子（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 シニアコンサルタント） 八木 正雄（かけはし総合法律事務所 弁護士） 山本 彰子（山本彰子中小企業診断士事務所 中小企業診断士） |
| ■議 題 | 1. 指定出資法人への人的関与のあり方について |
| ■報告事項 | 令和元年度の経営目標設定について |

1. 指定出資法人への人的関与のあり方について

資料に基づき、事務局から個別審議・一括審議の仕分（案）等について説明

委員：大阪高速鉄道(株)について、事務局案では一括審議となっているが、門真市以南に延伸することをこの審議会でも個別に議論した経緯があったか。

事務局：前回の一斉点検の際にも、モノレールの延伸事業を踏まえご審議いただいた。

委員：延伸するにあたって借入金が増大するなどの事情があれば、一括審議で良いのか少し引っ掛かるところがある。

事務局：前回の一斉点検の際には、延伸事業が決定し、借入金が増えるという状況の変化があったため、個別審議の結果、人的関与が必要であるとのこと意見をいただいた。こうした状況は現在も変わっていないため、事務局案は一括審議とさせていただいている。

委員：人的関与ポストとして審議対象となっている役員以外にも大阪府職員が就任しているポストが見受けられるが、審議対象となる基準を教えてください。

事務局：過去からの整理もあるが、審議対象となる人的ポストは、大阪府の現職或いはOBが常にその法人で仕事をしていただくポストであり、いわゆる充て職で無報酬の非常勤役員ポストは、審議対象とはしていない。

委員：今回の議題とは少し離れるが、一般的には、議決権がある以上、重要な人的ポストであるのではないかということ意見を申し上げておく。

委員：個別審議とする法人については、事務局案のとおりとしてよろしいか。また、一括審議のポストについては、事務局にて時点修正等を加えたうえ、改めて審議会にて確認することとしてよろしいか。

各委員：異議なし。

（報告事項） 令和元年度の経営目標設定について

資料に基づき、法人から令和元年度経営目標案の説明

委員：概ね審議会の意見に沿った修正となっていると思う。なお、先ほどの報告に、（公財）大阪府国際交流財団の「府内国際化協会等の研修、訓練、研究会等の実施」について、目標値の考え方の説明があったが、各団体との調整によりマイナス目標になることは少し疑問を感じた。

次年度は、本指標の妥当性について議論したいと思う。

各委員：異議なし。